

# 津波からの避難の手引き

ざんていばん  
暫定版

◆平成23年10月発行の第1版をお持ちの方は、避難場所の内容が異なりますので、破棄してください。  
(紙ヘリサイクルできますので、雑がみとして分別してください)

第2版  
平成25年4月  
仙台市

- この手引きは、東日本大震災により津波被害を受けた後の、現時点での地形等において、津波の危険がある区域と避難場所、速やかな避難のために必要な事項などをまとめてあります。
- あなたやご家族が、普段過ごしている場所を確認し、津波警報等が発表された際には直ちに避難ができるように備えてください。

問い合わせ

仙台市消防局防災企画課 ☎ 214・3108  
減災推進課 ☎ 214・3109  
宮城野区役所 区民生活課 ☎ 291・2111 (代)  
若林区役所 区民生活課 ☎ 282・1111 (代)  
太白区役所 区民生活課 ☎ 247・1111 (代)

## i 津波避難エリア（裏面）をご確認ください。このエリアに立ち入る際には、ラジオや携帯電話を忘れずにお持ちください！

津波情報伝達システム等の避難広報は、屋内や車内では聞き取れない場合があります。津波避難エリアに立ち入る際には、詳しい情報をいち早く入手できるよう、ラジオ（カーラジオも有効）や携帯電話・スマートフォンを常に携帯しましょう。



詳しくは裏面をご覧ください

◆この手引きは、東北大学災害科学国際研究所教授・今村文彦氏の指導の下に作成しています。

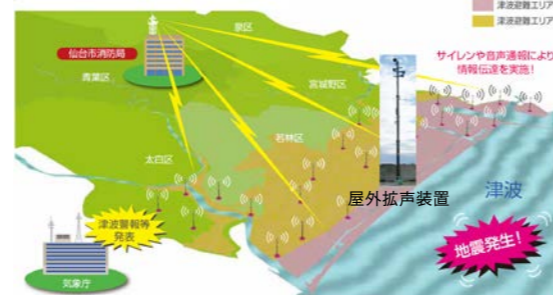
## i 大きな揺れや長い揺れを感じたら、津波情報を確認しましょう！

仙台市からの津波情報は、次の手段で皆さんにお知らせします。情報を得た場合や、サイレンなどが聞こえたら、ラジオなどで詳しい情報を確認してください。

### 津波情報伝達システム（屋外拡声装置）

津波避難エリア等に設置した屋外拡声装置や戸別受信装置から、迅速にサイレンや音声で、津波情報や避難情報などを一斉に伝達します。  
※市ホームページでは、実際にサイレン等を聞くことができます。

戸別受信装置▶



### 消防ヘリコプター、消防車、区広報車

※災害の状況等により、広報活動が制限されることがあります。



### 携帯電話・スマートフォンへのメール配信

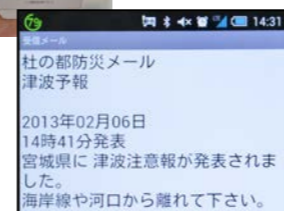
#### ● 市の都防災メール

仙台市から津波情報を配信します（事前登録が必要）。  
※詳しくは、市の携帯サイト (<http://www.city.sendai.jp/m/kurashi/d3/0016.html>) をご覧ください。



#### ● 緊急速報メール

各携帯電話会社を通じ、津波警報や大津波警報発表時に、避難勧告・指示に関する情報が配信されます。  
※配信方法や受信できる機種は、会社により異なります。



## 普段からの備え ★確認した項目をチェックしてみましょう

- 自分が避難する場所を知っており、家族等と確認している
- 避難場所へ行く手段と経路を決めており、実際に行ってみて、確認している
- 災害時に情報を入手する手段が複数あり、実際に入手できるかを確認している

## 避難の知識 ★より早く、より高く、より遠くへ避難しましょう

- i 海や河川には近づかないでください
- i 避難所（避難場所）では、上階などできるだけ高いところへ逃げましょう
- i 避難勧告・指示が解除になるまで帰宅しないでください  
避難勧告・指示は、数時間解除されることがありますが、危険ですので帰宅しないでください。
- i 遠地津波（チリなど、遠地での地震による津波）の場合も、対応は同じです
- i 避難所の運営は、市民の皆さんが主体となって行いましょう  
津波警報等の発表中は、安全管理の問題から、避難所運営を支援する区役所職員等を派遣できない場合もあります。

# 津波避難エリアと避難所・避難場所マップ



警報等の種類	避難の対象区域と指示等の種類
大津波警報	避難指示 津波避難エリアⅠ、津波避難エリアⅡから直ちに避難してください。
津波警報	避難勧告 津波避難エリアⅠから直ちに避難してください。
津波注意報	海岸線や河口から離れてください。

※警報等の種類と避難勧告・指示は連動しています。

- 東日本大震災の津波到達ライン
- 仙台東部道路
- 県道塩釜・亘理線

- 津波避難エリアと避難勧告等の基準**
- (1)区域外**
- ①大津波警報…津波避難エリアⅠ+Ⅱより内陸側
  - ②津波警報…津波避難エリアⅠより内陸側
- (2)避難の長期化にも対応できる施設**
- 指定避難所 (仙台市立小・中学校)
  - ★印の学校は、大津波警報の発表中は、緊急一時避難場所としてのご利用に限定させていただく場合があります。
- (3)一時的な避難先として利用できる施設・場所**
- 緊急一時避難場所 (震災後は使用していない学校)
  - 荒浜小学校、東六郷小学校の校舎です。
  - 津波避難ビル (キリンビール仙台工場事務所棟)
  - 24時間使用可能です。避難勧告等の解除後は、移動をお願いします。
  - 津波避難場所
  - 仙台東部道路の階段や旧消防ヘリポート訓練塔などは、緊急時以外は立入禁止です。

◆東日本大震災における津波到達ラインは、国土地理院がホームページ上で公表しているものを引用しています。  
◆この背景の地図は、震災前のものを使用しています。

震災の影響により、沿岸部の地盤沈下が確認されています